


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 先般からの保育人材の不足により、今後における保育施設の運営に影響を及ぼすことが懸念されることから、保育水準を維持しながら、能力のある多様な人材を適材適所に確保できるように改め、人材不足の解消を図るものである。</p> <p>(2) 主な改正点 小規模保育事業所の施設長の要件 【改正前】 保育士であり、保育所、認定こども園、小規模保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者であること。 【改正後】 以下のアからウまでのいずれかの要件を満たす者 ア 保育士であり、保育所、認定こども園、小規模保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者であること。 イ 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設において、施設長の職に2年以上勤務した経験を有する者であること。 ウ 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）</p> <p>※追加要件のイ、ウについては、認可保育園の施設長要件に準じた規定である。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁の日</p> <p>(4) 影響及び効果 保育水準を維持しながら保育施設の適切な運営を行うことができ、待機児童解消に寄与する。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等） 特になし						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における報告終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。